
第3次伊勢崎市環境基本 計画に関する提言書

令和7年2月

伊勢崎市水質に関する検討委員会

1. 提言にあたって

環境を取り巻く現状は大きく変化しており、第3次伊勢崎市環境基本計画に、世界や日本の潮流に対応していくことはもちろんのこと、地域の実情に合わせ、市民ニーズを反映させる必要がある。

水は、地球上を循環し、私たちは様々な形で水を利用している。水の利用によって生じる負荷が自然浄化能力を超えれば、生態系及び私達の健康や生活に大きな影響を及ぼしてしまう。

伊勢崎市水質に関する検討委員会は、水環境に関する事業者や有識者で構成された組織であり、その特色を生かし、主に水質の保全に係る観点から第3次伊勢崎市環境基本計画について議論を重ね、その結果を次のとおり提言するものである。

2. 提言内容

(1) 生活排水について

伊勢崎市では、利根川、広瀬川、粕川及び早川に各1点環境基準点があるが、BODについては、粕川で環境基準を達成していない。

また、広瀬川は、人口増が大きい市北部の地域から流入する未処理の生活排水が原因で、伊勢崎市内に入り急激に水質が悪化していることから、平成14年2月に下水道処理区域を除く市域全体が「広瀬川下流域生活排水対策重点地域」に指定されている。市内でも特に人口増が大きい北部の地域からの生活雑排水が未処理のまま広瀬川に流入していることが原因とされている。

令和5年度の汚水処理人口普及率は、全国が93.3%、群馬県が85.0%であるのに対し、伊勢崎市は70.3%と低い状況にある。このことから、伊勢崎市は生活排水が水質悪化に大きな影響を及ぼしていると思われる。

下水道の計画的な整備及び合併処理浄化槽への転換を進め、生活排水対策を強化していくことが重要である。

(2) 事業所排水について

水質汚濁に係る環境基準の達成のためには、生活排水対策だけでなく、事業所排水についても対策を進めていく必要がある。

事業所排水は、水質汚濁防止法のほか群馬県の生活環境を保全する条例によっても規制されているが、飲食店や作業場等、日排水量10m³未満の小規模事業所には排水基準が設定されていない状況である。伊勢崎市の水質を保全していくためには、法令の規制の及ばない事業者への対策等も検討していく必要がある。

法令の規制の及ばない飲食店等の事業者からの排水には、そのまま放流されると、河川の汚濁原因となる大量の油が含まれていることがある。この油は、排水処理に支障を生じさせ

るので排水処理の前段に油を除去するためのグリストラップが設置されている。グリストラップは、溜まった油をこまめに除去する等日常的なメンテナンスが必要なことから、浄化槽のように、知識や技術を持つ専門業者による定期的な管理だけでは足りず、使用者である事業者による日常的な管理がより重要な設備である。

使用者である事業者が高い意識をもって日常の管理を行わなければ、適正な排水処理ができず、水環境に悪影響を与えてしまうため、関係団体の協力を得ながら事業者に対して、適正な排水処理に関する啓発・教育を進めていく必要がある。

また、下水道に接続している事業者についても、安定的な処理のために、法令の基準に適合するよう除害施設の設置等適切な処理の徹底を求めていく必要がある。

(3) 広域的な対応について

河川水質は、上流域における排水などの影響を受ける。伊勢崎市外から流入してくる河川の水質が良好であることは、伊勢崎市の水利用において望ましい状況である。

伊勢崎市の排水対策を進めるとともに、群馬県及び上流域の自治体との連携も検討していく必要がある。

(4) 憩いの場・環境教育の場としての水辺の活用について

伊勢崎市は、ラブリバー親水公園うぬき、波志江沼環境ふれあい公園など水辺環境を活用した公園があり、市民の憩いの場となっている。また、男井戸川調整池ビオトープでは、希少な水生植物の保護活動やそれを生かした環境教育の場として優れた活用をしており、令和7年度には、華蔵寺公園水生植物園がリニューアルオープンする予定である。

今後も水辺環境を憩いの場や環境教育の場として活用し、市民のレクリエーション及び水環境の意識の向上に努めていく必要がある。

3. 伊勢崎市水質に関する検討委員会委員

役職	氏名	所属
委員長	片亀 光	環境カウンセラーズぐんま 顧問
副委員長	宮里 直樹	群馬工業高等専門学校 准教授
委員	佐藤 孝史	環境カウンセラーズぐんま 顧問
〃	吹上 弘則	群馬県浄化槽協会伊勢崎支部 支部長
〃	山崎 由紀雄	伊勢崎佐波食品衛生協会 監事
〃	矢尾 仁	伊勢崎商工会議所 常議員
〃	富田 典之	群馬県中部環境事務所 次長
〃	深町 五一	(株)日本エコシス 代表取締役
〃	本田 茂孝	本田商会 代表

